

東京都ダンススポーツ連盟加盟団体におけるダンススポーツイベントの取り扱いについて（東京都ダンススポーツ連盟方針）（6月3日改定）

6月1日、東京都が定める「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」のSTEP2に入り、屋内運動施設については、東京都や業界団体（当連盟の場合はJDSF）のガイドライン等を踏まえ、100人以下かつ収容人数の半分以上で施設を利用できるようになりました。今後はSTEP3を経て、何れ利用制限がなくなる日が来ると思いますが、新型コロナが現れる以前の状態でイベントを開催できるようになるまでは、相当な時間を要するものと考えられます。

つきましては、今後、東京都ダンススポーツ連盟及びその加盟団体が競技会・ダンスパーティ・サークル活動等の多数が集うダンススポーツイベントを開催する場合には、下記について留意するようお願いいたします。

- ・行政の指示・要請に従うこと
- ・施設管理者や上部団体（JDSF、日本スポーツ協会）等のガイドラインを踏まえ適切な感染予防対策を講じること
- ・参加者のみならず主催者側も含めた全員が安全・安心に参加できるように配慮すること
- ・ダンススポーツには常に濃厚接触が存在することを念頭に、無理のないイベント内容とするよう心掛けること

なお、本方針は、今後の新型コロナウイルス感染症を取り巻く情勢により見直すことがあります。

2020年6月3日

東京都ダンススポーツ連盟会長  
居樹保朗